

番号	分類	質問	回答
1	①補助対象事業	ポジティブ・インパクト・ファイナンス（PIF）とはなにか。	PIFとは、企業活動が環境・社会・経済に及ぼすインパクト（ポジティブな影響とネガティブな影響）を包括的に分析・評価し、当該活動の継続的な支援を目的とした融資です。外部評価機関により「ポジティブ・インパクト金融原則」への適合性及び「インパクトファイナンスの基本的考え方」への整合性について評価されたものをいいます。
2	①補助対象事業	PIFを受けた上で、こういった要件を満たせば補助を受けられるのか	次の要件を満たす必要があります。 <ul style="list-style-type: none"> ・ P I F 評価書において県が定める「KPIの方向性」に該当するKPIを3つ以上設定すること ・ 上記のK P I を全て公表すること ・ 上記のK P I の実績数値を年1回以上公表する予定があること 具体的なKPIの例は、手引き（P9～13）に掲載していますのでご参照ください。
3	①補助対象事業	県が定める「KPI」とはどのようなものか。	若者・女性に選ばれる企業に向け、新たな雇用や職場環境の改善など県が示すKPIの方向性に沿って設定いただくKPIです。 具体的なKPIの例は、手引き（P9～13）に掲載していますのでご参照ください。
4	①補助対象事業	KPIの内容や目標数値は、手引きに記載されている例示どおりに設定しなければならないか。	手引きの記載例はあくまで参考例のため、例示どおりに設定する必要はありません。 「KPIの方向性」に合致しているものであれば、内容や数値は各事業者の実情に応じて設定して構いません。
	①補助対象事業	分類にある「その他」には、どのような内容が該当するか。	本補助金が目的とする「若者・女性に働き先として選ばれる魅力的な企業」づくりの方向性に合致し、設定したKPIへの取組を通じて、働きやすさなど企業の魅力の向上につながるものが客観的に示せる内容が該当します。

番号	分類	質問	回答
	①補助対象事業	設定するKPIは明示しなければならないのか。	申請書に記載して明示いただきます。
	①補助対象事業	交付申請時点で、設定するKPIや実績を公表している必要があるか。	交付申請時点での公表は不要です。申請書には、公表時期・方法の予定を記載していただきます。
	①補助対象事業	PIFのコンサルティングを受ける中で、交付申請時から設定するKPIが変更となる場合は、変更手続きが必要か。	交付申請時からKPIの数値が変わる場合は不要です。KPIの内容が大きく変わる場合には、事業内容の変更承認申請書を提出いただく必要がありますので、事前に県にご相談ください。
	①補助対象事業	PIFで設定したKPIや、PIF実施後のKPI実績値はどのように公表すればよいか。	県ホームページにおいて、本補助金の交付者一覧と設定したKPIを公表し、PIF実施後のKPI実績値についても県への年次報告が届き次第、併せて公表します。
	①補助対象事業	PIF実施後のKPI実績値について、県への報告や公表する時期や頻度に決まりはあるか。	毎年1回以上の公表を原則とします。
	①補助対象事業	コンサルティングを開始したが、補助事業期間内にPIFの調達や支払いが完了しなかった場合も補助対象となるか。	対象になりません。補助事業期間内（交付決定～令和9年1月29日）にPIFの調達及び費用の支出が完了する必要があります。
	①補助対象事業	PIF実施後のKPI実績値を県に報告できない場合、補助金の返還が必要となるか。	KPI実績値の未報告を理由とした補助金の返還は不要です。
	①補助対象事業	PIFで設定したKPIが達成できなかった場合、補助金の返還が必要となるか。	KPIの未達成を理由とした補助金の返還は不要です。
	①補助対象事業	コンサルティング又は外部評価契約について、補助事業者（資金調達者）でない者が契約主体となり実施した場合は補助対象となるか。	契約主体が補助事業者でない場合は補助対象となりません。
	①補助対象事業	同一の補助事業者が、同一年度に2件以上のPIFを行った場合、補助対象とすることが可能か。	同一年度においては、1件に限ります。（申請は年度内に1回のみ可能で、補助限度額の適用があります。）

番号	分類	質問	回答
	①補助対象事業	補助対象外となる「他の国及び都道府県、その他公的機関の補助金等を受ける」場合とはどのようなことか。	本補助金の補助対象事業となる「同一のP I F 案件」に対して、国及び都道府県、市町村、その他公的機関の補助金の補助対象経費となる場合を指し、それらに該当する場合は補助対象外となります。
	②補助事業者	岐阜県内に本社がなく、事業所のみがある場合は申請できるか。	従業員の採用において、岐阜県内を対象とした地域枠採用を実施していれば申請いただけます。
	②補助事業者	岐阜県内に本社、事業所ともに有していないが、岐阜県内が営業エリアに含まれている場合や、今後事業所を設立する予定がある場合は申請できるか。	申請時点で岐阜県内に事業所がない場合は申請できません。
	②補助事業者	岐阜県内を対象とした「地域枠採用」とはどのようなものを指すのか。	つぎのいずれかに該当するものを指します。 ①県内に事業所があり、勤務地を県内事業所に限定した地域枠正社員（パート・派遣不可）を現に募集している事業所 ②県内に事業所があり、勤務地を県内事業所に限定した地域枠正社員（パート・派遣不可）の採用実績があり、現在は募集していないものの、地域枠採用の継続を誓約する事業所
	②補助事業者	岐阜県内に本社がなく、岐阜県内を対象とした地域枠採用も行っていないが、今後、地域枠採用を行う予定がある場合は申請できるか。	申請時点で地域枠採用を行っていない場合は申請できません。
	②補助事業者	パートで地域枠採用を行っている場合も対象になるか。	対象となりません。本補助金における地域枠採用は、正社員を対象としており、ここでいう正社員とは、期間の定めのない雇用契約を締結し、フルタイムで勤務する労働者（パート・派遣を除く）を指します。
	②補助事業者	岐阜県を対象とした地域枠採用とは、勤務地を岐阜県内に限定している必要があるか。たとえば、東海地域（愛知県・岐阜県・三重県・静岡県）のいずれかを勤務地とする採用でも対象になるか。	勤務地は岐阜県内に限定されている必要があります。したがって、東海地域など複数の県を勤務地の対象とする採用区分は、岐阜県を対象とした地域枠採用には該当しません。

番号	分類	質問	回答
	②補助事業者	手引き「3.補助金交付の手続き」(1)の提出書類にある「岐阜県内の地域枠採用を行っていることが確認できる書類」とは、具体的にどのようなものか。	以下のような書類を想定しています。 <ul style="list-style-type: none"> ・採用募集要項や求人票（岐阜県内を対象とした地域枠採用であることが明記されているもの） ・自社ホームページの採用情報ページの写し ・求人掲載媒体（求人サイト、広報資料等）の写し ・社内規程や採用計画書等（地域枠採用の実施が確認できるもの） <p style="text-align: right;">など</p>
	③補助対象経費	サステナビリティ・リンク・ローン（SLL）やグリーンローン（GL）に要する費用も補助の対象になるか。	対象になりません。本補助金においてはPIFのみが対象です。
	④交付申請	交付決定前に取組みを始めてもよいか。	原則として、交付決定前に着手することは認められていません。どうしても事前に着手する必要がある場合は、県にご相談ください。
	⑤交付決定	申請後、交付決定はいつ頃になるか。	案件により多少前後しますが、交付決定の審査には概ね3週間程度時間を要します。
	⑤交付決定	申請後、審査中に事業が終了した場合、交付決定されるのか。	交付決定前に事業が終了した場合、交付決定することはできません。事業実施日が確定している場合は、遅くとも実施日の3週間前までに申請書をご提出ください。
	⑤交付決定	申請後、審査中に発注や契約を行った場合、事前着手届は必要か。	交付決定前となりますので、事前着手届の提出が必要となります。